

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和5年3月10日（令和5年（行情）諮問第257号）、同年5月9日（同第365号及び同第367号）、同年6月7日（同第475号、同第478号及び同第480号）

答申日：令和7年2月26日（令和6年度（行情）答申第946号ないし同第951号）

事件名：「退避に関する日米間の覚書」及びこれをつづっている行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「退避に関する日米間の覚書」をつづっている行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書6」といい、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書2」ないし「文書16」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月31日付け情報公開第02406号、同年2月28日付け同第02622号、同日付け同第02613号、同年3月28日付け同第02623号、同月31日付け同第03093号及び同日付け同第03057号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

### (1) 審査請求書

ア 審査請求書 1（原処分 1 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 2 5 7 号）

(ア) 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

(イ) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書 1 1 9」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（2 4 頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(ウ) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 審査請求書 2（原処分 2 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 3 6 5 号）

(ア) 上記ア（ア）と同旨。

(イ) 上記ア（イ）と同旨。

(ウ) 上記ア（ウ）と同旨。

ウ 審査請求書 3（原処分 3 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 3 6 7 号）

(ア) 上記ア（ア）と同旨。

(イ) 上記ア（イ）と同旨。

(ウ) 上記ア（ウ）と同旨。

エ 審査請求書 4（原処分 4 に係るもの。令和 5 年（行情）諮問第 4 7 5 号）

(ア) 上記ア (ア) と同旨。

(イ) 上記ア (イ) と同旨。

(ウ) 上記ア (ウ) と同旨。

オ 審査請求書 5 (原処分 5 に係るもの。令和 5 年 (行情) 諮問第 4 7 8 号)

(ア) 上記ア (ア) と同旨。

(イ) 上記ア (イ) と同旨。

(ウ) 上記ア (ウ) と同旨。

カ 審査請求書 6 (原処分 6 に係るもの。令和 5 年 (行情) 諮問第 4 8 0 号)

(ア) 上記ア (ア) と同旨。

(イ) 上記ア (イ) と同旨。

(ウ) 上記ア (ウ) と同旨。

## (2) 意見書

ア 意見書 1 (原処分 2 に係るもの。令和 5 年 (行情) 諮問第 3 6 5 号)  
意見書の提出期限の延長を求める。

審査請求人に事前に諮ることなく、一度に計 7 件という多くの案件の意見書の提出期限を 2 週間という短期間で指定することは、審査請求人の抗弁の機会を奪うことに他ならない。審査請求人の意向を確認して、改めて意見書の提出期限を設けるべきである。

イ 意見書 2 (原処分 3 に係るもの。令和 5 年 (行情) 諮問第 3 6 5 号)  
上記アと同旨。

## 第 3 諮問庁の説明の要旨

### 1 原処分 1 (令和 5 年 (行情) 諮問第 2 5 7 号)

#### (1) 経緯

処分庁は、令和 3 年 1 1 月 4 日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書 1 に係る開示請求に対し、対象文書 1 5 件を特定し、一部開示とする決定を行った (原処分 1)

これに対し、審査請求人は、令和 5 年 2 月 4 日付で以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認

イ 不開示処分の対象部分の特定

ウ 一部に対する不開示決定の取消し

#### (2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の 3 に掲げる文書 2 ないし文書 1 6 である。

#### (3) 原処分 1 について

原処分において、本件請求文書 1 に関し、本件開示請求受付時点で、対象文書 1 5 件を保有していたことから、同文書をもって開示等決定を

行ったものである。

(4) 審査請求人の主張について

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認について

(ア) 審査請求人は、「審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」と主張している。

(イ) 処分庁は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索して特定しており、文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張は当たらない。

イ 不開示処分の対象部分の特定について

(ア) 審査請求人は、「開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書119」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」と主張している。

(イ) 処分庁は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 一部に対する不開示決定の取消しについて

(ア) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」と主張している。

(イ) 原処分では、本件対象文書を部分開示又は不開示としているが、公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述、我が国政府部内の協議の内容に関する記述及び現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であって、公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号、5号、6号に基づき不開示とすることが適当である。よって、かかる審査請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記（４）のとおり原処分１を維持することが妥当であると判断する。

## 2 原処分２（令和５年（行情）諮問第３６５号）

### （１）経緯

処分庁は、令和４年４月１２日付で受理した審査請求人からの本件請求文書２に係る開示請求に対し、対象文書８件を特定し、２件を開示、５件を部分開示、１件を不開示とする決定を行った（原処分２）。

これに対し、審査請求人は、令和５年３月５日付で以下を求める審査請求を行った。

- ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認
- イ 不開示処分の対象部分の特定
- ウ 一部に対する不開示決定の取消し

### （２）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の３に掲げる文書２ないし文書９である。

### （３）審査請求人の主張について

上記１（４）と同旨。

### （４）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記（３）のとおり原処分２を維持することが妥当であると判断する。

## 3 原処分３（令和５年（行情）諮問第３６７号）

### （１）経緯

処分庁は、令和４年６月２０日付で受理した審査請求人からの本件請求文書３に係る開示請求に対し、対象文書７件を特定し、１件を開示、５件を部分開示、１件を不開示とする決定を行った（原処分３）。

これに対し、審査請求人は、令和５年３月５日付けで以下を求める審査請求を行った。

- ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認
- イ 不開示処分の対象部分の特定
- ウ 一部に対する不開示決定の取消し

### （２）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の３に掲げる文書２ないし文書８である。

### （３）審査請求人の主張について

上記１（４）と同旨。

### （４）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記（３）のとおり原処分３を維持することが妥当であると判断する。

## 4 原処分４（令和５年（行情）諮問第４７５号）

### （１）経緯

処分庁は、令和4年1月19日付で受理した審査請求人からの本件請求文書4に係る開示請求に対し、対象文書15件を特定し、9件を開示、5件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分4）。

これに対し、審査請求人は、令和5年4月1日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認

イ 不開示処分の対象部分の特定

ウ 一部に対する不開示決定の取消し

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書16である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記(3)のとおり原処分4を維持することが妥当であると判断する。

5 原処分5（令和5年（行情）諮問第478号）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年8月25日付で受理した審査請求人からの本件請求文書5に係る開示請求に対し、対象文書6件を特定し、5件を部分開示、1件を不開示とする決定を行った（原処分5）。

これに対し、審査請求人は、令和5年4月10日付けで以下を求める審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認

イ 不開示処分の対象部分の特定

ウ 一部に対する不開示決定の取消し

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書7である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記(3)のとおり原処分5を維持することが妥当であると判断する。

6 原処分6（令和5年（行情）諮問第480号）

(1) 経緯

処分庁は、令和4年11月1日付で受理した審査請求人からの本件請求文書6に係る開示請求に対し、対象文書5件を特定し、部分開示とする決定を行った（原処分6）。

これに対し、審査請求人は、令和5年4月10日付けで以下を求める

審査請求を行った。

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認

イ 不開示処分の対象部分の特定

ウ 一部に対する不開示決定の取消し

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書6である。

(3) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、上記(3)のとおり原処分6を維持することが妥当であると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月10日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第257号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月30日 審議（同上）
- ④ 同年5月9日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第365号及び同第367号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑥ 同月29日 審議（同上）
- ⑦ 同年6月5日 審査請求人から意見書を收受（同上）
- ⑧ 同月7日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第475号、同第478号及び同第480号）
- ⑨ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑩ 同月23日 審議（同上）
- ⑪ 令和7年1月30日 本件対象文書の見分及び審議（令和5年（行情）諮問第257号、同第365号、同第367号、同第475号、同第478号及び同第480号）
- ⑫ 同年2月19日 令和5年（行情）諮問第257号、同第365号、同第367号、同第475号、同第478号及び同第480号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1及び本件請求文書4に係る開示請求書には、「「退避に関する日米間の覚書」(『外交』V o 1. 69(2021年9月30日発行)79頁)」と記載されていることから、日本大使館員の米軍機によるアフガニスタンからの緊急退避が可能となるように、日米間の代表者が事前に合意・署名した日米間の覚書(以下「本件覚書」という。)に関して取得・作成された文書及び当該文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた他の文書の開示を求めているものと解し、別紙の2に掲げる文書(以下「文書1」という。)及び文書2ないし文書16を特定した。

イ 本件請求文書2に係る開示請求書には、「情報公開第03603号(2021-00772)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書4の開示請求(開示請求番号2021-00772)に係る先行開示決定(令和4年3月22日付け情報公開第03603号)で開示された文書1を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分4で特定された文書2ないし文書16を特定し、文書10ないし文書16につき先行開示決定(令和4年6月13日付け情報公開第00661号)を行い、文書2ないし文書9につき原処分2を行った。

ウ 本件請求文書3に係る開示請求書には、「「退避に関する日米間の覚書」及び当該文書を綴っている行政文書に綴られた他の文書の全て」のうち情報公開第00661号(2022-00041)で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求(2022-00041)の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書2の開示請求(開示請求番号2022-00041)に係る先行開示決定で開示された文書10ないし文書16を除く残りの文書、及び本件請求文書2の開示請求受付日の翌日である令和4年4月13日から本件請求文書3の開示請求受付日である同年6月20日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分2で特定された文書2ないし文書9を特定し、文書9につき先行開

示決定（令和4年8月19日付け情報公開第01156号）を行い、文書2ないし文書8につき原処分3を行った。

エ 本件請求文書5に係る開示請求書には、「「退避に関する日米間の覚書」及び当該文書を綴っている行政文書に綴られた他の文書の全てのうち」情報公開第01156号（2022-00212）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書3の開示請求（2022-00212）に係る先行開示決定で開示された文書9を除く残りの文書、及び本件請求文書3の開示請求受付日の翌日である令和4年6月21日から本件請求文書5の開示請求受付日である同年8月25日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分3で特定された文書2ないし文書8を特定し、文書8につき先行開示決定（令和4年10月24日付け情報公開第01763号）を行い、文書2ないし文書7につき原処分5を行った。

オ 本件請求文書6に係る開示請求書には、「「退避に関する日米間の覚書」及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て」のうち情報公開第01763号（2022-00329）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求（2022-00329）の後に綴られた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書5の開示請求（開示請求番号2022-00329）に係る先行開示決定で開示された文書8を除く残りの文書、及び本件請求文書5の開示請求受付日の翌日である令和4年8月26日から本件請求文書6の開示請求受付日である同年11月1日までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、原処分5で特定された文書2ないし文書7を特定し、文書7につき不開示決定（令和5年1月4日付け情報公開第02230号）を行い、文書2ないし文書6につき原処分6を行った。

カ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 上記(1)アないしオの文書の特定方法に問題はなく、上記(1)カの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、本件覚書に係る日米間の調整過程に関する情報が英文で記載されている。当該情報については、対外公表しないことを前提として米側と調整していることから、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある。また、仮に同種の調整が将来行われる場合には、調整過程を公にすることにより、交渉上、我が国が不利益を被るおそれがある。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められ、当該部分が公になれば、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるなどとする上記諮問庁の説明は、首肯できる。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、日米間における調整過程が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、本件覚書である。本件覚書は、件名も含めその全部を、署名後も公表しないことを日米両国で確認しており、我が国が仮にその一部でも公にすれば、米国との信頼関係が損なわれ、今後類似の交渉において、米国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、本件覚書であることが認められる。本件覚書は、日米間で非公表を前提として締結されたものであり、その内容を踏まえると、本件覚書の一部でも一方的に公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれ、今後の類似の交渉において、米国との交渉上不利益を被るおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、本件覚書に係る我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にすると、我が国及び米国の考え方や対応振りが明らかとなり、米国との信頼関係が損なわれ、我が国及び米国が将来類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められ、当該部分を公にすると、本件覚書に係る我が国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国及び米国が、将来類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (4) 別表の番号4に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターンコード及び局課番号等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあると判断したため、不開示とした。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、文書2ないし文書6は、いずれも外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であることが認められる。上記アの諮問庁の説明を踏まえると、発受信時刻、パターンコード及び局課番号等については、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### 4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは

妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

## 別紙

### 1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (令和5年(行情)諮問第257号)

『「退避に関する日米間の覚書」(『外交』V○1.69(2021年9月30日発行)79頁)及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て』【裏面をご参照下さい】

(2) 本件請求文書2 (令和5年(行情)諮問第365号)

情報公開第03603号(2021-00772)で追加的に開示決定等を行う予定とされた文書の全て。

(3) 本件請求文書3 (令和5年(行情)諮問第367号)

『「退避に関する日米間の覚書」(『外交』V○1.69(2021年9月30日発行)79頁)及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て』のうち情報公開第00661号(2022-00041)で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求(2022-00041)の後に綴られた文書の全て。

(4) 本件請求文書4 (令和5年(行情)諮問第475号)

「退避に関する日米間の覚書」(『外交』V○1.69(2021年9月30日発行)79頁)、及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。\*電磁的記録の特定を求める審査請求に対して、情報公開・個人情報保護審査会への諮問が行われなかったため、改めて請求する次第です。

(5) 本件請求文書5 (令和5年(行情)諮問第478号)

『「退避に関する日米間の覚書」(『外交』V○1.69(2021年9月30日発行)79頁)及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て』のうち情報公開第01156号(2022-00212)の後に綴られた文書の全て。

(6) 本件請求文書6 (令和5年(行情)諮問第480号)

『「退避に関する日米間の覚書」(『外交』V○1.69(2021年9月30日発行)79頁)及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て』のうち情報公開第01763号(2022-00329)で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て、及び当該請求(2022-00329)の後に綴られた文書の全て。

- 2 本件請求文書1及び本件請求文書4の開示請求に係る先行開示文書  
文書1 アフガニスタンからの邦人等退避に係る経緯（9月1日まで）  
（2021年9月2日）
  
- 3 本件対象文書  
文書2 緊急時対応（退避に関する覚書：提案）（第637号）  
文書3 緊急時対応（退避に関する覚書：提案）（回電）（第44413号）  
文書4 緊急時対応（退避に関する覚書：提案）（回電）（第851号）  
文書5 緊急時対応（退避に関する覚書）（第57572号）  
文書6 緊急時対応（退避に関する覚書：覚書の写しの送付）（第1079号）  
文書7 退避に関する日米間の覚書  
文書8 アフガニスタン情勢（8月15日以降の主な動き）（2021年10月）  
文書9 アフガニスタン情勢（2021年9月9日）  
文書10 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和3年10月8日）  
文書11 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和3年10月13日）  
文書12 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和3年10月19日）  
文書13 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和3年11月4日）  
文書14 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和3年11月11日）  
文書15 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和3年11月26日）  
文書16 （報道発表）アフガニスタン出国者の本邦到着（令和3年12月10日）

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及びその理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書2（3頁目ないし11頁目）、文書3（3頁目ないし12頁目）	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示としました。	3号
2	文書6（2頁目ないし10頁目）、文書7	公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示としました。	3号
3	文書2（番号1及び4以外の不開示部分）、文書3（番号1及び4以外の不開示部分）、文書4（番号4以外の不開示部分）、文書5（番号4以外の不開示部分）、文書6（番号2及び4以外の不開示部分）	公にしないことを前提としたわが国政府部内の協議に関する記述であって、公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示としました。	3号、5号
4	文書2ないし文書6（発受信時刻、パターンコード及び局課番号等）	現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	3号、6号

※当審査会事務局で整理した。